

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十月七日奈良県指令建第一〇四―七〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十月十五日建第九五〇六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市幸町三番一、三番九、三番一〇、三番一一、三番一二及び三番一四の一

部（一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田駿河台四丁目二番地五

株式会社日本エスコン 代表取締役 伊藤貴俊